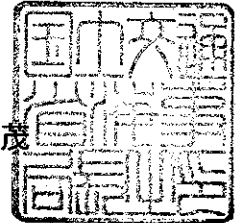


国 海 査 第 3 号
平成 21 年 4 月 3 日

原燃輸送株式会社

代表取締役社長 梶井 孝泉 殿

国土交通省海事局長 伊 藤 茂



低レベル放射性廃棄物の輸送に係る不具合について(嚴重注意及び指示)

本年2月4日、東北電力(株)女川原子力発電所から日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬入された低レベル放射性廃棄物を収納した輸送容器1個について、その上蓋を固定するボルトが十分締め付けられていなかった事案が発生したとの報告を受けた。

本日貴社から受けた本事案の原因と再発防止策に関する報告によると、本事案は輸送開始時に荷送人である貴社における輸送物確認作業が適切に行われていなかったことが原因であり、その結果、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年8月20日運輸省令第30号)第80条の規定を満たしていない状態で輸送が行われたものと認められる。

また、本事案以外に、輸送容器の管理が適切に行われていなかったために、ISO規格の要件を満たしていない容器があり、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条の規定を満たしていない状態で運送が行われたおそれのある事案があったことが判明し、併せて品質管理体制の強化、品質システム手順書の見直し、改善等の再発防止策を含む報告を受けた。

かかる事案が発生したことは誠に遺憾であり、貴社に対して嚴重に注意するとともに、報告のあった再発防止策について確実に実施するよう指示する。